

湖南省庁舎整備計画検討委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、湖南省庁舎整備計画検討委員会設置要綱（平成28年湖南省告示第26号）第8条の規定に基づき、湖南省庁舎整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付書に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会議において傍聴を不適当と認める者

(傍聴の制限)

第4条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 秘語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、議長から傍聴を禁じられ、又は退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、傍聴人は、委員会の指示に従わなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。